

令和5年度香川県後期高齢者医療広域連合第3期保健事業実施計画（データヘルス計画）
策定業務委託に係る公募型プロポーザル募集要領

1 事業の趣旨・目的

この要領は、香川県後期高齢者医療広域連合（以下、「広域連合」という。）における第3期保健事業実施計画（データヘルス計画）の策定業務を委託する事業者を、公募型プロポーザル方式により事業者1者の選定を実施するため、必要な事項を定めるものとする。

2 事業の概要

(1) 業務名

香川県後期高齢者医療広域連合第3期保健事業実施計画（データヘルス計画）策定業務

(2) 業務内容

別紙仕様書のとおり

(3) 業務委託期間

契約締結日から令和6年3月31日まで

(4) 委託料上限額

委託料上限額 7,000,000 円（消費税及び地方消費税を含む）

(5) 業務実施場所

受託者の事務所内

3 参加資格

企画提案に参加する者は、次に掲げる要件をすべて満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 破産法（平成16年法律第75号）による破産手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）による更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた者は、更生手続開始の申立てがなされなかった者とみなす。
- (4) 民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、同法に基づく再生計画認可の決定（確定したものに限る）を受けた者は、再生手続開始の申立てがなされなかった者とみなす。
- (5) 国税（法人税、個人にあたっては所得税・消費税及び地方消費税）、都道府県税（事業税）及び市（区）町村税を滞納していない者であること。
- (6) 個人情報保護対策の客観的評価のため、この業務を受託するにあたってはプライバシーマーク等を取得しており、契約期間に使用できる事業者であること。又はその間に更新予定の事業者であること。

- (7) 平成29年度以降、後期高齢者医療広域連合又は広域連合と同規模以上の国民健康保険若しくは被用者保険において、保健事業実施計画（データヘルス計画）作成業務の受託実績又は契約締結済のものがあること。併せて平成29年度から令和4年度の実績を提出すること。
- (8) 各都道府県又は各市町村のいずれかにおいて、令和5年度競争入札参加資格を有していること。

4 日程

事業者選定までの日程は、次のとおりとする。

月 日	内 容
令和5年5月29日(月) 午後5時まで	質問書提出期限
令和5年5月31日(水)	質問回答
令和5年6月 2日(金) 午後5時まで	参加申込締切
令和5年6月 9日(金) 午後5時まで	提案書等提出期限、辞退届提出期限
令和5年6月12日(月)	一次選考結果通知及びプレゼンテーション日時通知
令和5年6月26日(月)	プレゼンテーション
令和5年6月下旬	選定結果通知及び受託候補事業者の決定

※変更がある場合があります。その場合は事前に通知します。

5 参加手続

- (1) 提出先及び問い合わせ先

〒760-0066

香川県高松市福岡町二丁目3番2号 香川県自治会館2階

香川県後期高齢者医療広域連合 事業課保健事業グループ 横手

電話番号：087-811-1866 FAX：087-811-1865

電子メール：info@kagawa-kouiki.jp

- (2) 参加表明書の提出期限及び提出方法

①提出書類：

ア 参加表明書（様式第1号）

イ 企業概要書（様式第3号）

ウ 業務実績書（様式第4号）

※データヘルス計画に係る業務委託契約書の写し又は、契約締結の実績が確認できる写しを添付すること。

※平成29年度から令和4年度の間における業務実績書の契約件数の記載は、各年度3件までとする。

②提出期限：令和5年6月2日（金）午後5時まで

③提出方法：持参（平日の午前9時～午後5時まで）又は郵送（提出期限までに必着のこと）

④注意事項：

- ア 提出期限を過ぎて到達したものは無効とする。
- イ 参加申込後に参加を辞退する場合は、令和5年6月9日（金）午後5時までに辞退届（様式第2号）を持参又は郵送で提出すること。
- ウ 参加に必要な資格を有するか審査を行うものとする。なお、提出した書類について広域連合から説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

（3）提案書等の提出期限及び提出方法

①提出書類：提案書7部（正本1部、副本6部）補足資料がある場合も同様とする。

「令和5年度香川県後期高齢者医療広域連合第3期保健事業実施計画（データヘルス計画）策定業務提案書作成要領」に従って作成すること。

②提出期限：令和5年6月9日（金）午後5時まで

③提出方法：持参（平日の午前9時～午後5時まで）又は郵送（提出期限までに必着）

④一次選考結果通知及びプレゼンテーション日時通知：令和5年6月12日（月）

⑤注意事項：

- ア 提出期限を過ぎて到達したものは無効とする。
- イ 提案書の正本には全て代表者印、提案価格書には社印及び代表者印を押印の上、宛名を「広域連合長」として提出すること。
- ウ 提出された提案書等は、返却しない。
- エ 提出する提案書等に要する経費は、すべて提案事業者の負担とする。
- オ 広域連合が提示した資料や本プロポーザルにおいて、知り得た情報を第三者に漏えいすること、広域連合の許可なく本業務以外に使用又は公表等を行うことを禁止する。
- カ 提出された提案書等は広域連合内で複写、配布する場合がある。
- キ 提出された書類は、この業務以外に提案者に無断で使用しないが、香川県後期高齢者医療広域連合情報公開条例（平成19年4月1日条例第18号）の規定に基づき、情報公開の請求があった場合に、情報公開の対象となることがある。
- ク 応募者が4者以上の場合、広域連合で実績と提案書等による一次選考を行い、3者を選定する。一次選考結果は郵送にて通知する。
- ケ 提案書等の作成、提出、及び本プロポーザルへの参加等に関する経費は、参加者の負担とする。

（4）募集要領等の配布

以下の書類を広域連合のホームページ（<http://kagawa-kouiki.jp/>）からダウンロードし、使用すること。

①令和5年度香川県後期高齢者医療広域連合第3期保健事業実施計画（データヘルス計

画) 策定業務委託に係る公募型プロポーザル募集要領

②令和5年度香川県後期高齢者医療広域連合第3期保健事業実施計画(データヘルス計画) 策定業務提案書作成要領

③令和5年度香川県後期高齢者医療広域連合第3期保健事業実施計画(データヘルス計画) 策定業務仕様書

④参加表明書(様式第1号)

⑤辞退届(様式第2号)

⑥企業概要書(様式第3号)

⑦業務実績書(様式第4号)

⑧業務体制表(様式第5号)

⑨質問書(様式第6号)

⑩提案価格書(様式第7号)

6 質問・回答

公募型プロポーザルに参加するに当たり、質問事項が発生した場合は、次のとおり質問書を提出すること。

- (1) 受付期間：公募開始日～令和5年5月29日(月)午後5時必着
- (2) 質問方法：質問書(様式第6号)により行うこととし、電子メールにより随時受付を行う。提出先は「5 参加手続」に記載されたメールアドレスとする。上記の方法のみ可能とし、業務担当課へ直接質問することは認めない。
- (3) 回答日：令和5年5月31日(水)
- (4) 回答方法：提出された質問及び回答を1つにまとめ、電子メールにて、参加資格のある全事業者に送付する。なお、質問した事業者名は公表しない。また、電話等による問い合わせには応じないので留意すること。なお送付先は、参加表明書(様式等第1号)に記載された担当者のメールアドレスとし、質問の内容によっては事業所選定に公平性を保てないと判断した場合は、回答を行わないことがある。

7 評価方法等

提出された提案書等について、審査(プレゼンテーション)を実施し、評価点を算出し、受託候補事業者を選定する。評価に当たっては、下表のとおり総合評価点を算出する。内容点Aは審査員4名(各100点満点)の合計400点とする。

(1) 審査内容と各評価点

項目	審査内容	点数配分
	①経営基盤・業務実績	

内容点 A	②第3期保健事業実施計画（データヘルス計画）提案内容	400点
	③セキュリティ対策	
	④業務体制	
価格点 B	提案価格書記載額を一定のルールに基づいて点数化したもの	100点
総合評価点 C	内容点 A 及び価格点 B の合計点	500点

(2) プレゼンテーション

①実施方法

提案書を提出した事業者によるプレゼンテーションを実施する。

②実施日：令和5年6月26日（月）

③プレゼンテーションの時間は、説明20分以内、質疑応答10分程度を予定している。
（準備撤収は各5分以内とし、プレゼンテーションの時間には含めない）

④説明内容は、提案書を基に説明すること。

⑤プレゼンターは、本業務の担当者を含めた3名以内とすること。

⑥パソコン、プロジェクター等の機材を使用する場合は、提案者側において用意すること。この際、あらかじめ前日までに広域連合担当者に連絡し了解を得ること。

⑦プレゼンテーション時に追加資料を用いることは認めない。提案書の語句、数字等の簡易な修正はプレゼンテーション時に説明すること。

(3) 受託候補事業者の決定

①審査員4人の内容点及び価格点を合計し、総合評価点の合計が最も高い者を受託候補事業者とする。

②総合評価点の合計が最も高い者が2者以上ある場合は、7（1）の表 内容点 A②の提案内容の合計点が高い者を選定する。なお、内容点と同点の場合、提案価格書記載額で比較し、安価な者を選定する。さらに提案価格書記載額も同額の場合、再度審査を行い、最も安価な者を選定する。

③受託候補事業者決定後、不測の事態が生じた場合には、次点の総合評価点の合計が高い者を受託候補事業者とする。

(4) 選定結果の通知

①選定結果通知日：令和5年6月下旬

②参加表明書（様式第1号）に記載された担当者宛てに電話及び文書で通知する。なお、選考の理由、結果に対する問合せ及び異議は一切応じない。

8 失格事項

参加者が次に掲げるいずれかの項目に該当することとなった場合は失格とする。

- (1) 選定結果通知までに提案者が公募型プロポーザル参加資格要件を満たさなくなった場合
- (2) 提案価格書の金額が委託料上限額を上回る場合
- (3) 期限内に提出書類が提出されなかった場合

- (4) 提出書類に不備がある場合（軽微な場合を除く）
- (5) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (6) 著しく信義に反する行為があった場合
- (7) 契約を履行することが困難と認められる場合
- (8) 提案書の記載内容が法令違反など著しく不適当な場合
- (9) 総合評価点数が300点に満たない場合
- (10) 本事業について2案以上の提案をした場合
- (11) 審査の公平性に影響を与える行為があった場合

9 契約の締結等

事業内容、契約金額等について協議した上、委託上限額の範囲内で契約を締結するものとする。

- (1) 契約の相手方を決定したときには、遅滞なく契約書を取り交わすものとする。契約書を作成する場合において、まず、受託者が契約書に記名押印後、契約書を広域連合に送付し、広域連合が記名押印するものとする。広域連合が記名押印後、当該契約書の1通を受託者に送付するものとする。広域連合が受託者ととも契約書に記名押印しなければ、本契約は確定しないものとする。
- (2) 受託者は契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約と同時に納付しなければならない。ただし、香川県後期高齢者医療広域連合財務規則第95条第2項各号に該当する場合は契約保証金を免除することができる。
- (3) 契約書は2通作成し、双方各1通を保管する。
- (4) 契約書作成に要する一切の費用は受託者の負担とする。
- (5) 受託候補事業者が辞退、その他の理由で契約締結に至らなかった場合は、総合評価点の合計点が次点の者を契約交渉の相手方とする。
- (6) 本要領に定めのない事項については、別途協議の上、決定する。